

「港湾協力団体制度」の創設(平成28年7月)

- 官民連携による港湾の管理等を促進するため、港湾管理者が適正な民間団体等を港湾協力団体に指定する制度。(港湾法第4章の2)
- 八幡浜港(八幡浜港みなとまちづくり協議会・昨年12月21日指定)、紋別港(みなとオアシスもんべつ運営協議会・本年5月16日指定)の2港2団体が指定されている。

＜背景・必要性＞

- クルーズ船入港時の歓迎イベントや海辺での自然体験活動等、港湾において地域活性化のための活動が活発化している。
- よりきめ細やかな港湾管理を実現していくためには、港湾を拠点に活動する民間団体との協力・連携を深める必要がある。

＜制度の概要＞

- 港湾管理者は、連携して港湾管理を行う民間団体を港湾協力団体に指定する。
- 港湾協力団体は、業務の実施に関し必要な情報等を港湾管理者から受けられ、また、港湾区域内水域等を占用する際の手続が簡素化される。

＜みなとオアシスとの関連＞

- みなとオアシスの設置者は、運営者に対して港湾協力団体の指定の申請を促すよう努めるとともに、運営にあたって、港湾協力団体を積極的に活用するものとする。

＜港湾協力団体として想定される団体＞

①クルーズ船寄港時のおもてなし等を行う団体

【活動内容例】

- ・クルーズ船寄港時のおもてなしイベントの企画・運営
- ・クルーズ船の入港情報やイベント情報の発信
- ・船内見学会の実施 など



クルーズ船寄港時の
歓迎セレモニー

クルーズ船出港セレモニー

②みなとオアシス運営・活動団体

【活動内容例】

- ・地域情報、観光情報の発信
- ・地域特産物の販売
- ・地域の祭りやイベント等の開催 など



みなとオアシス瀬戸田

③港湾に関する啓蒙や環境調査等を行う団体

【活動内容例】

- ・海辺環境のモニタリング、調査研究等
- ・市民、子ども向け環境教育イベントの開催
- ・シンポジウム・セミナーの開催
- ・港湾を中心としたイベントの開催 など



環境教育イベント

海浜の清掃活動

「みなとオアシス」の概要

- 「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したものをいう。
- 全国96箇所の「みなとオアシス」を登録。

機能 設置者

- 地域住民、観光客、クルーズ旅客等が交流及び休憩できる機能
- 地域の観光及び交通に関する情報の提供機能
- その他(災害支援機能、商業機能等)

- 市町村
 - 港湾管理者
 - ONPO団体
- ほか



支援内容

- みなとオアシス標章(シンボルマーク)の使用
- 国土交通省・地方整備局等のホームページ等による広報
- 道路地図への掲載や道路標識の設置の支援
- その他みなとの振興に関する各種支援

